

(様式第2号)

学 則

法人・団体の名称	株式会社こうのとり
開講目的	本講座は、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、当該障がい者等の特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的とする
研修事業の名称	カイゴミライズアカデミー 行動援護従業者養成研修
実施場所 (住所も記載)	講義：講義室・演習室 〒594-0071 大阪府和泉市府中町一丁目6番12号2階 演習：同上
研修期間	3日間
研修カリキュラム	別紙「研修カリキュラム」を参照
講師氏名及び担当 科目	別紙「講師・ファシリテーター一覧表(様式第3号)」を参照

<p>研修修了の認定方法（補講対応含む）</p>	<p>認定方法： この講座は大阪府の定める「行動援護従業者養成研修」として大阪府知事の承認を受けて実施するものであり、定められた期間内に全ての課程を修了した者を、修了者として認証する。</p> <p>補講方法： ニ 補講は、やむを得ない事由により遅刻、早退等があった者で、当該研修事業者の所定の研修科目において全科目の2分の1相当を上回り受講した者（補講による受講は除き、講義1科目を含む6科目以上を受講した者）に対し、未受講の科目について当該指定研修事業者の研修日程において行うこと。なお、やむを得ない事由については第三者による証明によるものとする。</p> <p>ホ 演習については、やむを得ない事由により遅刻、早退等があった場合、その後の演習受講は認めず、演習の補講を行う場合は、演習全科目を一連で行うこと。なお、演習部分の補講は視聴覚教材の視聴による対応は認めない。</p> <p>へ 他の研修事業者が補講を認める場合で当該指定研修事業者の研修日程においてやむを得ず補講を受講できない者に対しては、修了した科目について、別紙2の様式により、修了状況を証明し交付すること。また、この場合に補講の申込みのあった研修事業者は、当該補講に対する必要な費用を徴収するとともに、申込者から上記により証明のある別紙2を申請書とともに提出させ、未修了であった科目の修了をもって、ハに準じ修了証書を交付すること。なお、補講受講期間は当該研修受講の翌年度末までとする。ただし、研修カリキュラムが変更となった場合は、補講は認めず、再度の受講となる。この場合、補講受講期間内であれば、申込みのあった研修事業者は別紙2を提出させ、他の申込者に優先して受講決定することとする。</p> <p>ト ニに定めるやむを得ない事由により遅刻、早退等があった者で、当該研修事業者の所定の研修科目において2分の1相当の受講が認められないが、次に行われる研修の申込期間が終了している場合においては、別紙3の様式により欠席状況を証明し交付すること。また、この場合において次に行う研修事業者は、別紙3の交付を受けた者から申込期限終了後に受講の申し出があった場合は、別紙3を提出させることにより所定の申込期限に申込みがあったものと同様の取扱いとする。</p>
--------------------------	---

開講時期	<p>5月コース：令和8年5月7日～令和8年5月21日</p> <p>6月コース：令和8年6月10日～令和8年6月24日</p> <p>7月コース：令和8年7月7日～令和8年7月21日</p> <p>9月コース：令和8年9月4日～令和8年9月18日</p> <p>10月コース：令和8年10月13日～令和8年10月27日</p> <p>11月コース：令和8年11月13日～令和8年11月27日</p> <p>12月コース：令和8年12月3日～令和8年12月17日</p> <p>1月コース：令和9年1月12日～令和9年1月26日</p> <p>3月コース：令和9年3月5日～令和9年3月19日</p>
受講資格	全日程出席可能な方
受講手続（募集要項等）	<p>(1) 当社指定の申込用紙に必要事項を記入し、ホームページの申し込みページ、郵送または FAX で申し込む。但し、定員に達した場合（先着順）は受付終了とする。</p> <p>(2) 当社は申し込み内容を確認後、受講受付通知と受講料の支払いのための書類を受講者宛に送付する。</p> <p>(3) 受講者は通知到着後、指定の期日までに受講料を納入し、受講決定とする。</p> <p>(4) 受講希望者多数の場合は申込順にて受講決定する。</p> <p>(5) 受講者が6名以上に達しない場合は開講しない場合もある。</p>
受講料（補講料）等	<p>37,900円（テキスト代、消費税込）</p> <p>講義及び演習については、補講を受けることができる。</p> <p>補講が2回以上になる場合は別途補講受講料を納入しなければならない。なお、補講受講料は1時間につき2,200円とする。</p>
使用テキスト	行動援護従業者養成研修テキスト（当社オリジナルテキスト）

<p>解約条件及び返金の有無</p>	<p>(1) 講座開始日の 10 日前までのキャンセルは全額返金する。振込手数料は受講者負担とする。弊社都合での講座の中止の場合は弊社が全額返金させていただきます。振込手数料は弊社負担とする。</p> <table border="1" data-bbox="504 504 1358 943"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>解約のタイミング</th> <th>返金</th> <th>振替</th> <th>手数料負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">受講者都合</td> <td>講座開始日 10 日前の当日まで</td> <td>全額返金</td> <td>可</td> <td>受講者</td> </tr> <tr> <td>講座開始日の 9 日前から前日まで</td> <td>返金不可</td> <td>可</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>講座開始後</td> <td>返金不可</td> <td>不可</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>弊社都合</td> <td>講座の中止時</td> <td>全額返金</td> <td>可</td> <td>弊社</td> </tr> </tbody> </table> <p>【受講者都合の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 講座開始日 4 月 25 日の場合 <ul style="list-style-type: none"> 4 月 15 日中に解約をすれば全額返金 4 月 16 日から 4 月 24 日は返金不可 4 月 25 日は返金不可 <p>(2) 受講態度の悪い者、事業者が注意しても改善しない者、無断欠席をした者は欠席とする。講義及び演習への遅刻は 15 分までとし、それ以降の遅刻は欠席とする。</p>	区分	解約のタイミング	返金	振替	手数料負担	受講者都合	講座開始日 10 日前の当日まで	全額返金	可	受講者	講座開始日の 9 日前から前日まで	返金不可	可	—	講座開始後	返金不可	不可	—	弊社都合	講座の中止時	全額返金	可	弊社
区分	解約のタイミング	返金	振替	手数料負担																				
受講者都合	講座開始日 10 日前の当日まで	全額返金	可	受講者																				
	講座開始日の 9 日前から前日まで	返金不可	可	—																				
	講座開始後	返金不可	不可	—																				
弊社都合	講座の中止時	全額返金	可	弊社																				
<p>受講者の個人情報の取扱い</p>	<p>個人情報保護規程策定の有無 (☑・無)</p> <p>個人情報については、個人情報保護関係条例を遵守し、行動援護従業者養成研修事業実施事務においてのみ使用するものとし、他の目的には一切使用しない。管理方法としては、電磁媒体・紙媒体ともに施錠できる書庫にて保管し、責任者が鍵を保管するものとする。</p> <p>なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。</p>																							
<p>受講中の事故等についての対応</p>	<p>研修中に事故があった場合は、受講者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>また、当社が被保険者として、傷害保険・賠償責任保険に加入する。</p>																							
<p>研修責任者名、所属名及び役職</p>	<p>氏名：河野 綱希</p> <p>所属：株式会社こうのとり</p> <p>役職：代表取締役</p>																							

研修事務担当者名、 所属名及び連絡先	氏名：河野綱希、山本架奈子 所属：株式会社こうのとり 連絡先：0725-99-8984
修了証明書を 亡失・毀損した場合 の取扱い	「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」 に基づき研修修了証書交付証明書を交付する。 ・証明書交付に係る費用：550 円（消費税込）

※項目を追加する場合は、行を追加して作成すること。